

中小企業者等脱炭素アドバイザー資格試験受験料助成制度

千代田区では中小企業者等が自社の温室効果ガスを削減する取組みを支援するため、環境省が認定する脱炭素アドバイザーの資格受験料の一部を助成します。

～脱炭素アドバイザーとは？～

脱炭素化推進に向けて、環境省が一定の基準に基づいて認定した民間資格制度に合格した者が「脱炭素アドバイザー」として活躍することができます。

助成の対象者（申請者）、条件等

- ・区内に事業所を有する中小企業者等であること。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。
- ・同一会計年度内に同一事業所あたり3件までの助成とする。
- ・官公庁等でないこと。

【助成対象となる受験者】

- ・上記申請者である中小企業者等に在勤するものであること。
- ・過去に同一認定レベルの資格試験を対象としたこの要綱による助成を2回以上受けていないこと。

助成内容

- ・環境省が脱炭素アドバイザー資格として認定した試験の受験に係る受験料の75%を助成

※算出した金額に100円未満の端数があるときは切り捨て

《 手続きの流れ 》

申請者

区

申請

助成金交付申請書と納税証明書の写しを提出
※ 申請は資格試験受験前に行ってください。

資格試験の申込

受験

実績報告

資格試験受験後、実績報告書と必要書類を提出
【必要書類】 受験票の写し、領収書の写し 他

確定通知受領

請求

助成金交付請求書を提出（速やかに！）

助成金交付決定通知

審査の結果（交付の可否や交付予定額）を
書面（郵送）でお知らせします。

助成金交付額確定通知

助成金の額を確定し、
書面（郵送）でお知らせします。

助成金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 企画調査係

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 5階

☎ 03-5211-4255 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp